

福井県報

第 1785 号
平成 18 年
11月7日(火)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

告示

目次

- 有害な興行の指定（生活安全課）……………一
- 有害な図書等の指定（同）……………二
- 生活保護法の規定による居宅介護を担当させる機関の指定（二件）（地域福祉課）……………二
- 生活保護法の規定による居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定（二件）（同）……………三
- 生活保護法の規定による施術を担当する施術者の指定（二件）（同）……………四
- 土地改良区の定款変更の認可（福井農林総合事務所）……………五
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）……………五
- 公告
- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請（男女参画・県民活動課）……………五
- 福井県労働委員会の補欠の労働者委員候補者の推薦（労働政策課）……………五
- 教育委員会告示
- 平成十九年度福井県立盲学校、ろう学校および養護学校の幼稚部および高等部の入学者選考実施要項（高校教育課）……………七
- 平成十九年度福井県立高等学校第一学年入学者選抜実施要項（全日制の課程および定時制の課程）、平成十九年度福井県立道守高等学校入学者選抜実施要項（通信制の課程 学年制コース）、平成十九年度福井県立道守高等学校入学者選抜実施要項（通信制の課程 単位制コース）、平成十九年度福井県立武生高等学校池田分校入学者選抜実施要項（連携型中高一貫教育校）、平成十九年度福井県立高等学校第一学年入学者選抜のための学力検査等実施要項（全日制の課程および定時制の課程）および平成十九年度福井県立小浜水産高等学校専攻科第一学年入学者選抜実施要項（同）……………八

告示

福井県告示第85号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成18年11月7日

福井県知事 西川 一誠

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 平成18年10月23日

種別	題名	制作または配給会社名等
映画	白衣と老人 覗きぬれぬれ	新日本映像
同上	新日本映像ニュース 〈白衣と老人 覗きぬれぬれ〉	同上
同上	悩殺若女将 色っぽい腰つき	オーピー映画
同上	兄貴と俺Ⅲ 好きといえなくて	同上
同上	妻のいとし 情炎に流されて	同上
同上	痴漢電車 濡れ初めは夢心地	同上
同上	オリジナル版「闇打つ心臓」 「ロンドン・コリー ンズ」	バンダインビジュアル
同上	氷の微笑2	シナジー
同上	妻たちの絶頂 いきまくり	新東宝映画

福井県告示第 8 8 6 号

福井県青少年愛護条例（昭和 3 9 年福井県条例第 1 5 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な図書等として指定したので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成 1 8 年 1 1 月 7 日

福井県知事 西川 一誠

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 平成 1 8 年 1 0 月 2 3 日
一般雑誌

図 書 等 名	雑誌番号等	制作、発行所等
COM I C ハピポ 11 月号	03849-11	フランス書院
COM I C 快樂天 11 月号	13877-11	ワニマガジン社
メンズヤング 11 月号	08597-11	株式会社双葉社
熟女ものがたり 11 月号増刊 コミックングラ vol. 1	04348-11	(株) 茜新社
漫画オリンピア 11 月号	07587-11	辰巳出版株式会社
スコラ 11 月号増刊 漫画ドキュン！ vol. 3	15402-11	株式会社スコラマガジン
恋愛熱情ラブパッション 11 月号	09657-11	株式会社一水社
恋愛 K i s s ラブキス 11 月号	19147-11	笠倉出版社
レディースコミック・タザー 11 月号	19673-11	三和出版株式会社
漫画グラフィクスター 11 月号増刊 B L COM I C 花恋 vol. 7	08338-11	株式会社日本文芸社
B O Y'S ピアス 11 月号	08177-11	(株) マガジン・マガジン

雑誌（D V D 付）

月刊メルフレボンバー 11 月号	08513-11	K K ベストセラーズ
月刊ドント 11 月号	06777-11	(株) サン出版
いもうとグラフィックナンパー ドント 11 月号増刊	06778-11	(株) サン出版
週刊大衆増刊ハピラッチ 11 月 7 日号	20437-11/7	株式会社双葉社

福井県告示第 8 8 7 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法の規定による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を指定したので、同法第 5 5 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

平成 1 8 年 1 1 月 7 日

福井県知事 西川 一誠

居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	居宅介護事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
リハフィットほっとチャレンジ	福井県福井市四ッ井2丁目1番10号2F	通所介護	有限会社ほっとリハビリシス テムズ	福井県越前市高木町第55 号11番地の11	平成18年10月24日
リハフィットほっとチャレンジ	福井県福井市四ッ井2丁目1番10号2F	介護予防通所介 護	有限会社ほっとリハビリシス テムズ	福井県越前市高木町第55 号11番地の11	平成18年10月24日

福井県告示第888号

生活保護法（昭和25年法律第144号）
第54条の2第1項の規定に基づき、同法の
規定による介護扶助のための居宅介護を担当
させる機関を指定したので、同法第55条の
2の規定により、次のとおり告示する。

平成18年11月7日

福井県知事 西川 一誠

居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	居宅介護事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
株式会社ダイープ介護サービスセンター	福井県敦賀市新松島町1番26号	訪問介護	株式会社ダイープ介護サービ スセンター	福井県敦賀市新松島町1 番26号	平成18年10月30日
株式会社ダイープ介護サービスセンター	福井県敦賀市新松島町1番26号	介護予防訪問介 護	株式会社ダイープ介護サービ スセンター	福井県敦賀市新松島町1 番26号	平成18年10月30日

福井県告示第889号

生活保護法（昭和25年法律第144号）
第54条の2第1項の規定に基づき、同法の
規定による介護扶助のための居宅介護支援計
画の作成を担当させる機関を指定したので、
同法第55条の2の規定により、次のとおり
告示する。

平成18年11月7日

福井県知事 西川 一誠

介護予防支援事業所の名称	介護予防支援事業所の所在地	介護予防支援事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
小浜市地域包括支援センター	小浜市大手町6-3	小浜市地域包括支援センター	小浜市大手町6-3	平成18年10月19日

福井県告示第 8 9 0 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）
第 5 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法の
規定による介護扶助のための居宅介護支援計
画の作成を担当させる機関を指定したので、
同法第 5 5 条の 2 の規定により、次のとおり
告示する。

平成 1 8 年 1 1 月 7 日

福井県知事 西川 一誠

介護予防支援事業所の名称	介護予防支援事業所の所在地	介護予防支援事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
池田町 地域包括支援センター	福井県 今立郡池田町 薮田 5-3-1	池田町 地域包括支援センター	福井県 今立郡池田町 薮田 第 5 号 3 番地 の 1	平成 18 年 10 月 24 日

福井県告示第 8 9 1 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）
第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条の規
定に基づき、同法の規定による医療扶助のた
めの施術（柔道整復）を担当する施術者を指
定したので、同法第 5 5 条の 2 の規定により
、次のとおり告示する。

平成 1 8 年 1 1 月 7 日

福井県知事 西川 一誠

- 1 施術者名 吉田 純一
- 2 施術所の名称 吉田整骨院
- 3 施術所の所在地 福井県越前市村国 2 丁
目 1 3-2 7
- 4 指定年月日 平成 1 8 年 1 0 月 1 9 日

福井県告示第 8 9 2 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）
第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条の規
定に基づき、同法の規定による医療扶助のた
めの施術（柔道整復）を担当する施術者を指
定したので、同法第 5 5 条の 2 の規定により

、次のとおり告示する。

平成18年11月7日

福井県知事 西川 一誠

- 1 施術者名 藤井 雅之
- 2 施術所の名称 伊井整骨院
- 3 施術所の所在地 福井県あわら市伊井2
6-1
- 4 指定年月日 平成18年10月30日

福井県告示第893号

土地改良法（昭和24年法律第195号）
第30条第2項の規定に基づき、平成18年
6月20日付けで小舟渡土地改良区の定款変
更を認可したので、同条第3項の規定により
公告する。

平成18年11月7日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第894号

土地区画整理法（昭和29年法律第119
号）第39条第1項の規定により、土地区画
整理事業の事業計画の変更を認可したので、
同条第4項の規定により、次のとおり公告す
る。

平成18年11月7日

福井県知事 西川 一誠

- 1 組合の名称 金津東部土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 あわら市自由ヶ丘2丁目15番1号
- 3 設立認可の年月日 平成3年4月5日
- 4 変更の内容
(1) 資金計画の変更
(2) 事業施行期間 平成3年4月5日から
平成22年3月31日まで
- 5 変更認可の年月日

平成18年11月7日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第
7号。以下「法」という。）第25条第3項
の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款
の変更認証の申請があったので、法第25条
第5項の規定において準用する法第10条第
2項の規定により、次のとおり公告し、関係
書類を縦覧に供する。

平成18年11月7日

福井県知事 西川 一誠

- 1 申請のあった年月日 平成18年10月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
(1) 名称 特定非営利活動法人地域スポーツ協会
(2) 代表者の氏名 田中正利
(3) 主たる事務所の所在地 福井県福井市成和一丁目1007番地
(4) 定款に記載された目的 この法人は、地域で健全な心身を鍛え
るために活動する各種スポーツ団体、個
人に対して、情報、活動支援、イベント
などの提供に関する事業を行い、各種ス
ポーツ活動の持続的な発展や、地域スポ
ーツの振興を支援し、これをもって地域
社会の発展に寄与することを目的とし
る。
3 縦覧に供する期間および場所
(1) 縦覧に供する期間 平成18年10月26日から平成18
年12月25日まで
(2) 縦覧に供する場所 福井県総務部男女参画・県民活動課ふ

くい県民活動センター内

第38期福井県労働委員会の労働者委員に
ついて、補欠の委員を1名任命する必要が生
じたので、労働組合法（昭和24年法律第1
74号。以下「法」という。）第19条の1
第3項および労働組合法施行令（昭和24
年政令第231号）第21条第1項の規定に
基づき、次のとおり補欠の労働者委員候補者
の推薦を求める。

平成18年11月7日

福井県知事 西川 一誠

- 1 推薦団体の資格 福井県内のみに組織を有し、かつ、法第
2条および第5条第2項の規定に適合する
労働組合であること。
- 2 被推薦者の資格 法第19条の4第1項に掲げる者でない
こと。
- 3 推薦手続 推薦書（様式第1号）および被推薦者の
履歴書（様式第2号）に推薦した労働組合
が法第2条および第5条第2項の規定に適
合する労働組合であることの福井県労働委
員会の資格証明書を添付して提出すること
。

なお、この資格証明書の交付を受けるた
めには日時を要するので、留意すること。

- 4 推薦書等の提出期限および提出先
(1) 提出期限 平成18年11月27日
(2) 提出先 福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部労働政策課

様式第1号

推 薦 書

年 月 日

福 井 県 知 事 様

所 在 地
労働組合名
代表者職氏名
印

労働組合法第19条の12第3項および労働組合法施行令第21条第1項の規定
による福井県労働委員会の労働者委員の候補者推薦の求めに応じ、次の者を推薦し
ます。

氏 名	年 齢	所属する労働組合の名称 および当該労働組合にお ける地位	所属する会社、事業所およ び職場の名称ならびに当 該会社等における地位	備 考

様式第2号

履 歴 書

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	
本 籍		
住 所		
所属団体名	所 在 地	
最 終 学 歴	年 月 卒 業	
職 歴		
労働関係職歴		

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第5号

平成19年度福井県立盲学校、ろう学校および養護学校の幼稚園および高等部の入学者選考実施要項（以下「要項」という。）を次のように定める。

平成18年11月7日

福井県教育委員会

平成19年度の福井県立盲学校、ろう学校および養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の幼稚園および高等部の入学者の選考は、この要項に定めるところにより実施する。

1 応募資格

特殊教育諸学校に入学を志願することのできる者は、別表に定める条件を満たす者とする。

2 募集定員

募集定員は、別に定める。

3 出願

(1) 出願期間等

入学願書の受付期間は、平成19年1月19日（金）から1月29日（月）までとし、受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日および日曜日を除く。

(2) 出願手続

ア 特殊教育諸学校に入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、出願先の特殊教育諸学校において交付する入学願書に必要事項を記入し、中学校長等から提出された調査書その他必要書類（以下「調査書等」という。）を添えて、出願先の特殊教育諸学校に提出すること。

イ 入学願書の提出を受けた特殊教育諸学校の校長（以下「校長」という。）は、志願者について応募資格を有すると認めたときは、これを受理するものとする。

4 入学者の選考

(1) 入学者の選考会場

入学者の選考は、出願先の特殊教育諸学校において実施する。

(2) 入学者の選考期間

入学者の選考は、平成19年2月6日（火）から2月16日（金）までの期間内に実施する。

なお、選考の期日、時間等については、校長が出願者およびその保護者に別に通知する。

(3) 入学者の選考方法

入学者の選考は、次の方法により行う。

ア 調査書等の審査

イ 出願者との面接

ウ 健康診断

エ その他保護者との教育相談等校長が必要と認める方法

(4) その他

校長は、募集定員を超えて入学を許可しようとする場合には、福井県教育委員会（以下「教育委員会」という。）と協議しなければならない。

5 合格者への通知

校長は、平成19年2月27日（火）までに、合格者およびその保護者に対し、文書により合格した旨を通知する。

6 出願者数等の報告

(1) 出願者数の報告

校長は、平成19年1月29日（月）の受付時間の終了後速やかに、部および

科別の出願者数をフアクシミリで教育委員会に報告するものとする。

(2) 合格者数等の報告

校長は、平成19年2月27日（火）午後4時までに、部および科別の受験者数および合格者数をフアクシミリで教育委員会に報告するものとする。

(3) 入学者数等の報告

校長は、平成19年4月6日（金）午後4時までに、部および科別の受験者数、合格者数、入学者数および入学者の氏名を教育委員会に報告するものとする。

7 入学願書等の様式の届出

校長は、入学願書等の様式を定め、平成18年11月10日（金）までに教育委員会に届け出るものとする。

8 その他

(1) 福井県以外の都道府県に住所を有する者が県立の特殊教育諸学校の高等部を志願する場合の手続は、福井県立高等学校入学者選抜に関する実施要項の例による。

(2) 高等部における訪問教育は、原則として、平成18年度に県立養護学校の中学部において訪問教育を受けている者に限る。

(3) 校長は、志願者の取扱いその他選考に係る事項で、この要項によりがたい特別な事情がある場合には、教育委員会と協議の上、決定する。

別 表

学 校 名	部 科	修業年限	応 募 資 格	寄 宿 舎
福井県立 盲 学 校	幼 稚 部	1～3年	満3歳から5歳までの視覚障害者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度の者をいう。以下同じ。）であること。	有
	普 通 科 保健医療科	3 年	中学校もしくは盲学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの視覚障害者またはこれらと同等以上の学力があると認められる視覚障害者であること。 高等学校もしくは盲学校高等部を卒業もしくは卒業見込みの視覚障害者またはこれらと同等以上の学力があると認められる視覚障害者であること。	
	専攻科理療科	3 年	満3歳から5歳までの聴覚障害者（学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度の者をいう。以下同じ。）であること。	
福井県立 ろう学校	幼 稚 部	1～3年	満3歳から5歳までの聴覚障害者（学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度の者をいう。以下同じ。）であること。	有
	産業工芸科 被服科	3 年	中学校もしくはろう学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの聴覚障害者またはこれらと同等以上の学力があると認められる聴覚障害者であること。	
	専攻科縫製科 専攻科健康科	1 年	高等学校もしくはろう学校の高等部を卒業もしくは卒業見込みの聴覚障害者またはこれらと同等以上の学力があると認められる聴覚障害者であること。	
福井県立 福 井 養護学校	高 等 部 普 通 科	3 年	中学校もしくは養護学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの肢体不自由者またはこれらと同等以上の学力があると認められる肢体不自由者（学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度の者をいう。以下同じ。）であること。	有
福井県立 福 井 養護学校	高 等 部 普 通 科	3 年	中学校もしくは養護学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの聴覚障害者またはこれらと同等以上の学力があると認められる聴覚障害者であること。	無
福井県立 福 井 養護学校 月見分校	高 等 部 普 通 科	3 年	中学校もしくは養護学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの病弱者またはこれらと同等以上の学力があると認められる病弱者であること。	無
福井県立 福 井 養護学校	高 等 部 普 通 科	3 年	中学校もしくは養護学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの知的障害者またはこれらと同等以上の学力があると認められる知的障害者（学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度の者をいう。以下同じ。）であること。	有
福井県立 福 井 養護学校	高 等 部 産 業 科	3 年	中学校もしくは養護学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの知的障害者またはこれらと同等以上の学力があると認められる知的障害者であること。	有
福井県立 南 越 養護学校	幼 稚 部	1 年	満5歳の知的障害者、肢体不自由者または病弱者であること。	無
	普 通 科	3 年	中学校もしくは養護学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの知的障害者、肢体不自由者もしくは病弱者またはこれらと同等以上の学力があると認められる知的障害者、肢体不自由者もしくは病弱者であること。	
	高 等 部	3 年	満5歳の知的障害者、肢体不自由者または病弱者であること。	
福井県立 福 井 養護学校	幼 稚 部	1 年	満5歳の知的障害者、肢体不自由者または病弱者であること。	有
	普 通 科	3 年	中学校もしくは養護学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの知的障害者、肢体不自由者もしくは病弱者またはこれらと同等以上の学力があると認められる知的障害者、肢体不自由者もしくは病弱者であること。	
	高 等 部	3 年	満5歳の知的障害者、肢体不自由者または病弱者であること。	
福井県立 嶺 南 西 養護学校	幼 稚 部	1 年	満5歳の知的障害者、肢体不自由者または病弱者であること。	無
	普 通 科	3 年	中学校もしくは養護学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの知的障害者、肢体不自由者もしくは病弱者またはこれらと同等以上の学力があると認められる知的障害者、肢体不自由者もしくは病弱者であること。	
	高 等 部	3 年	満5歳の知的障害者、肢体不自由者または病弱者であること。	

福井県教育委員会告示第6号

平成19年度福井県立高等学校第1学年入学者選抜実施要項（全日制の課程および定時制の課程）、平成19年度福井県立道守高等学校入学者選抜実施要項（通信制の課程 学年制コース）、平成19年度福井県立道守高等学校入学者選抜実施要項（通信制の課程 単位制コース）、平成19年度福井県立武生高等学校池田分校入学者選抜実施要項（連携型中高一貫教育校）、平成19年度福井県立高等学校第1学年入学者選抜のための学力検査等実施要項（全日制の課程および定時制の課程）および平成19年度福井県立小浜水産高等学校専攻科第1学年入学者選抜実施要項を別冊のとおり定める。

平成18年11月7日
福井県教育委員会

平成十八年十一月七日印
平成十八年十一月七日発

刷 行

発行人 千九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目一七番一号 福 井 県
印刷人 千九一九一〇四八二 福井県坂井市春江町中庄六一一三二 (株)エクシート 〆51五六七八番